

岐阜県バスケットボール協会慶弔規定

第1条 この規定は、細則第6条により定める

第2条 本協会理事以上の役員の慶弔並びに災害に際しては、祝い金、弔慰金又は見舞金を贈与する。

第3条 祝い金は協会役員に慶事があるとき、又は協会関係者・岐阜県出身者が全日本チームの選手・役員として国際大会に出場するとき等、その他必要と認めたときに協議して決定する。

第4条 協会役員の慶事に際し、その祝賀の方法は常任理事会で協議して決定する。

第5条 弔慰金は次の通りとする。

- 一 本人死亡 生花一对、お供え、香典3万円、弔電
- 二 配偶者死亡 生花一对、お供え、香典1万円、弔電
- 三 同居の父母死亡 生花一对、香典1万円、弔電
- 四 別居の実の父母死亡 生花一对、香典5千円、弔電
- 五 同居の子女の死亡 生花一对、香典5千円、弔電
- 六 父母の場合で、遠隔地のため生花が贈与できないときは、香典のみとする。
- 七 お通夜には淋し見舞いを持参する。

第6条 見舞金は次の通りとする。

- 一 傷病により入院1ヶ月に及ぶ場合 5,000円
- 二 傷病により入院3ヶ月に及ぶ場合 10,000円
- 三 傷病により長期療養の場合は、別途協議する。
- 四 火災、風水害、その他不慮の災害については、協議して決定する。

付 則

本規定は昭和56年4月1日より実施する。

本規定は昭和61年4月1日より改正実施する。

本規定は平成7年4月1日より改正実施する。

本規定は平成8年4月1日より改正実施する。